

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和7年11月 4日（火）午前9時
- 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
- 出席委員 （17名）

農業委員 （7名）

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

4番 川崎 豊洋

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 （10名）

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 （農業委員1名）

5番 福江 晋

（推進委員1名）

浦田 進

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について
- 議案第 102 号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の変更について
- 議案第 103 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
- 議案第 104 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による証明願について
- 議案第 105 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
- 議案第 106 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。 ただ今から第 29 回総会を開会いたします。 本日の出席者は、農業委員 7 名、推進委員 10 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名ですが、6 番の市丸委員と 1 番の野口委員よろしくお願いします。 本日の提出議案は、議案第 102 号 4 件、議案第 103 号 4 件、議案第 104 号 1 件、議案第 105 号 1 件、議案第 106 号 2 件となっています。 それでは引き続き、報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告について、事務局より報告をお願いします。 （解約報告）
議長	事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。 （異議なし）

議長	ご異議ないようですので、報告第１号１番について、追加の指導等は実施いたしません。 続きまして、議案第１０２号、農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、同法第１９条第６項の規定に基づく意見書の提出について、町長より地域農業経営基盤強化促進計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第１０２号１番から４番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは一括して事務局の説明を求めます。
農 林 水 産 課農政係 議長	(計画書変更説明) 事務局の説明が終わりましたので、議案第１０２号１番から４番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０２号１番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、１番は意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、議案第１０２号２番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、議案第102号3番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は意見なしと認め、町長へ回答します。 続きまして、議案第102号4番について、意見なしと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は意見なしと認め、町長へ回答します。 (農林水産課農政係退席)
議長	続きまして、議案第103号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議に並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	10月28日に、〇〇さん本人と奥さん、それから〇〇さんのお母さんと笹本推進委員と私で立ち合いをして、現地を確認しました。 現地は、登記田となっておりますけれども、現況は野菜等を植えている畑になっています。

	場所については、〇〇さんの工場の一角が今回の申請地ということで、金額についても、最初は贈与でということでしたけれども最終的にこの金額になったということでした。以上です。
笹本推進委員 議長	J Rのすぐ側なんですけど、土羽を綺麗にしてありました。以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第103号1番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第103号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	10月30日に、池田推進委員と〇〇さん、〇〇さん立ち会いのもと確認しました。 ここは、〇〇さんが4年くらい前からやめたいというような話で放置されてって、かなり雑草もありました。 両人ともこの内容で了承していることを確認しました。以上です。
池田推進	隣地に私の農地があるので、境界を教えておきました。以上です。

委員 議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１０３号２番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０３号２番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、２番は原案どおり認められました。 続きまして、３番について事務局の説明の前に、池田推進委員は、この議案の関係人でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の申請開始から終了まで退席をお願いします。 （池田推進委員離席）
議長	それでは、３番について事務局の説明を求めます。
事務局	（議案説明） なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	１０月２９日に、笹本推進委員と、〇〇さん、〇〇さんの４名で現地を確認したところです。 現地は、かなり草が高くなったのもありましたけども、みかんについては、〇〇さんの方に任せるという話があったました。 〇〇さんも、境界線の確認を一通りされて承知されたところです。以上

	です。
笹本推進委員	境界については、石でしたりしましたが、飛び飛びになっていて、当人たちが分かっているなければ分からないという程度の境界でした。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第103号3番について、ご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第103号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数といたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。
	(池田推進委員着席)
議長	続きまして、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	11月2日に、確認いたしました。 ただ、今回の件につきましては、〇〇さんが、けがをして入院しているということで、電話連絡のみの報告になります。 〇〇さんについても、電話連絡のみの報告ですが、この土地については先ほど事務局の方からありましたように、6月に所有権移転があった分で

	す。 〇〇さんは、隣地と一緒に購入希望だったんですが、隣地を売るという話がなくなってしまったため、すでに購入されていた〇〇さんの方も元に戻しましょうということになったそうです。 双方に確認したところ、間違いありませんということでした。以上です。
大岡推進委員	今、中島委員の方から詳しく説明がありましたので、私の方からはありません。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１０３号４番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０３号４番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、４番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第１０４号、農地法第４条第１号第８号の規定による証明願について、別紙関係人より証明願いを受理したので、審議並び意見を求めます。 それでは１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請面積が２００㎡未満の農業施設となるので、農地法第４条第１項第８号の案件になります。 申請地の農地区分は、概ね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第１種農地であると判断されます。 また、今回の施設が農業用施設であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第４条第６項各号に該当する事項は認められません。

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	この調査を１０月２８日に行いました。 立ち会いで、〇〇さんのお父さんと、笹本推進委員と私の３人で確認をしました。 建物が２棟ありまして、２回目の建物の南側に駐車場がありました。 倉庫の周りは、みかん畑でしっかりと管理してありまして、１回目の建物には、コンテナとか動噴とか入れてありました。 ２回目の建物には、消毒タンクとか運搬車とかが置いてありました。 事務局から説明があったとおり、２００㎡未満の農業用倉庫ということで、この規定に該当するというふうに考えています。以上です。
笹本推進委員	西村委員から詳しく説明していただきましたので、私の方からはありません。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１０４号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０４号１番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、１番は許可相当と認め、証明書を発行します。 続きまして、議案第１０５号、農地法第５条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、１番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明)

	申請地の農地区分は、概ね１０ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第２種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第５条第２項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川下農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。
川下委員	この件につきましては、１０月３０日、〇〇さん、〇〇さん、内田推進委員、私で立ち会いをさせていただきました。 登記が田、現況も田となっていますが、すでに埋め立ててありました。 〇〇さんに尋ねたら、もう買ったときから埋め立ててあったということでした。 土地代は、ここに書いてあるとお間違いないと、２人とも言われました。また、雨水は、書いてあるとおあり、南側に水路がありますので、そこに流すということでした。以上です。
内田推進委員	〇〇さんに誰がうめたかを確認したんですが、買った方が亡くなっているないので、確認しようがないということでした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、議案１０５号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０５号１番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、１番は許可相当と認め、県知事の意見を送付します。 続きまして、議案第１０６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐

事務局	賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、１番について事務局の説明を求めます。 （議案説明） 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された田島推進委員から調査報告をお願いします。
田島推進委員	この案件は、１１月２日に、榊原会長と江下推進委員、〇〇さんと〇〇さんの立ち会いのもと見てきました。 〇〇さんの父親時代からこの土地は借りていたということでした。 さらに、あと２０年借りるということで、〇〇さんから確認しました。 〇〇さんはもともと太良町の方で、今はもう誰も住んでなく空き家になっているということでした。 賃借料の方ですが、米６０キロということになってますけど、米３０キロに変更したいということでしたのでよろしくお願いします。以上です。
議長	続けて私の方から報告します。 今、田島推進委員から調査報告がありましたとおり、米６０キロが、米３０キロに変わった時には、両者の立会と私、田島推進委員、江下推進委員の５人いるところで了承を得ていますので、よろしくお願いします。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第１０６号１番について、ご異議ご意見ございませんか。 （異議なし）
議長	異議なしと認め、議決を採ります。 議案第１０６号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 （挙手多数）

議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(試案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	この件につきましては、11月2日に確認をしました。 周辺に〇〇さんの農地がありますが、そこにつきましては、今年の春先総会におきまして、〇〇さんが借りるということで了解されている農地です。 ただ、今回のここだけが、相続等の問題ということで、今回、申請させていただきましたということでした。 ここについても、みかんが植えてありまして収穫も終わって、管理がしっかりされておりますので、今後とも耕作していくということでした。 以上です。
大岡推進委員	詳しくは、中島委員さんが言われたとおりです。 ここにつきましては、〇〇さんのお母さんと話はしておりまして、状況等わかっておりましたので申請とおりでと思います。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案106号2番について、ご異議ご意見ございませんか。
野口委員	この設定期間が中途半端なのはどうしてでしょうか。
中島委員	前の借地の契約期間に合わせてあるということです。
議長	他にありませんか。

議長	(異議なし) 異議なしと認め、議決を採ります。 議案第106号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
議長	(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 以上で、本日の議案の審議、協議事項及び報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言があれば挙手をお願いします。 (なし) よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第29回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。おつかれさまでした。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 11 月 4 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 野 口 敏 春

議事録署名者 市 丸 義 則